

北陸電力株式会社志賀原子力発電所

原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2305228 号
令和 5 年 5 月 22 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 2 月 28 日付け原第 70 号をもって、北陸電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

品質管理・原子力安全推進部の「原子力監査室」の名称を「原子力監査・安全推進室」に変更する。このため、関連する以下の条文を変更する。

- ・第 3 条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第 4 条（保安に関する組織）
- ・第 5 条（保安に関する職務）

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 体制について、保安規定に定める保安に関する組織及び職務が、申請者から 2020 年 4 月 1 日付け原第 6 号をもって届出のあった、志賀原子力発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則第 4 条第 1 項に基づく届出書に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること

Ⅲ－２．原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））（以下「審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 2 条第 1 項各号を表している。

- (1) 第 3 号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）

第 3 号について、審査基準は、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を要求している。

規制庁は、本変更により、品質管理・原子力安全推進部の「原子力監査室」が「原子力監査・安全推進室」に変更されるが、保安に関する職務内容に変更はないことを確認したことから、第 3 号に関する審査基準を満足していると判断した。